

平成29年度 第1回臨時総会 議事録

開催日時	平成29年5月8日(月) 午後1時30分～午後3時25分																																			
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6階 会議室																																			
出席委員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">楠瀬 裕久</td> <td style="width: 16.6%;">長野 巡</td> <td style="width: 16.6%;">西野 幸一</td> <td style="width: 16.6%;">西本 統洋</td> <td style="width: 16.6%;">森本 常喜</td> </tr> <tr> <td>横山 桂一</td> <td>高橋 政継</td> <td>加藤 孝幸</td> <td>田内 正博</td> <td>高木 妙</td> </tr> <tr> <td>成岡 三男</td> <td>鍋島 義信</td> <td>平田 文彦</td> <td>大野 哲</td> <td>久保田彦昭</td> </tr> <tr> <td>山崎 茂盛</td> <td>澤本 和男</td> <td>福永 琢巳</td> <td>宮田 義久</td> <td>和田 善次</td> </tr> <tr> <td>川村 隆一</td> <td>竹内 義昭</td> <td>田鍋 剛</td> <td>門田 博文</td> <td>中山 忠明</td> </tr> <tr> <td>松田 環</td> <td>今村 幸一</td> <td>矢野 強</td> <td>島田 研一</td> <td>雨森 廣志</td> </tr> <tr> <td>川澤 一博</td> <td>上田 博</td> <td>久保壽美男</td> <td>吉川 祐二</td> <td>以上 34名</td> </tr> </table>	楠瀬 裕久	長野 巡	西野 幸一	西本 統洋	森本 常喜	横山 桂一	高橋 政継	加藤 孝幸	田内 正博	高木 妙	成岡 三男	鍋島 義信	平田 文彦	大野 哲	久保田彦昭	山崎 茂盛	澤本 和男	福永 琢巳	宮田 義久	和田 善次	川村 隆一	竹内 義昭	田鍋 剛	門田 博文	中山 忠明	松田 環	今村 幸一	矢野 強	島田 研一	雨森 廣志	川澤 一博	上田 博	久保壽美男	吉川 祐二	以上 34名
楠瀬 裕久	長野 巡	西野 幸一	西本 統洋	森本 常喜																																
横山 桂一	高橋 政継	加藤 孝幸	田内 正博	高木 妙																																
成岡 三男	鍋島 義信	平田 文彦	大野 哲	久保田彦昭																																
山崎 茂盛	澤本 和男	福永 琢巳	宮田 義久	和田 善次																																
川村 隆一	竹内 義昭	田鍋 剛	門田 博文	中山 忠明																																
松田 環	今村 幸一	矢野 強	島田 研一	雨森 廣志																																
川澤 一博	上田 博	久保壽美男	吉川 祐二	以上 34名																																
欠席委員	前田貴美雄 氏原 嗣志 宇賀 巖 以上 3名																																			
市長部局	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"><農林水産課></td> <td style="width: 25%;">島崎課長</td> <td style="width: 25%;"><土佐山地域振興課></td> <td style="width: 25%;">田中課長</td> </tr> <tr> <td><鏡地域振興課></td> <td>伊藤補佐</td> <td><春野地域振興課></td> <td>松生参事</td> </tr> <tr> <td><耕地課></td> <td>重森課長</td> <td></td> <td>以上 5名</td> </tr> </table>	<農林水産課>	島崎課長	<土佐山地域振興課>	田中課長	<鏡地域振興課>	伊藤補佐	<春野地域振興課>	松生参事	<耕地課>	重森課長		以上 5名																							
<農林水産課>	島崎課長	<土佐山地域振興課>	田中課長																																	
<鏡地域振興課>	伊藤補佐	<春野地域振興課>	松生参事																																	
<耕地課>	重森課長		以上 5名																																	
事務局	吉良事務局長 岩崎次長 榮枝管理主幹 堀内係長 長澤主任 嶋崎主査 廣末主事 以上 7名																																			
議 題	議案第1号 高知市農業委員会規程の一部改正(案)について 議案第2号 高知市農業委員会部会会議規則の廃止について 議案第3号 高知市農業委員会の部会委員の互選規程の廃止について 議案第4号 高知市農業委員会の部会に関する規程の廃止について 議案第5号 高知市農業委員会総会会議規則の一部改正(案)について 議案第6号 高知市農業委員会運営委員会設置要綱の一部改正(案)について 議案第7号 農地の権利取得の下限面積(案)について 議案第8号 相続税の納税猶予の適格者証明願について																																			

開 会	会長 門田博文が議長となり、開会を宣す。 (午後1時30分～)
議事録署名委員	議長が、西本統洋委員、川澤一博委員を指名する。
議 事 議 長	<p>それでは、お手元に配布いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。</p> <p>議案審査に入ります前に、平成29年度農林水産部農業関係主要事業及び予算について、農林水産部から順次説明願います。</p> <p>— 農林水産課・鏡地域振興課・土佐山地域振興課・春野地域振興課・耕地課 説明 —</p>
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
森本委員	鏡川の関連でお聞きしますが、水源涵養林は水道局が昭和54年から6年間、毎年2,000万ずつ水源涵養林として国見山の周辺を植林して参りましたが、その水源涵養林の現在の機能、その後の水源涵養林は鏡川でどんな状況でしょうか。
伊藤補佐	前に取得をした所の管理については水道局が管理をしております、鏡地域振興課は直接やっております。買い足しをしたのかどうかは承知しておりませんので、確認をしておきます。
森本委員	村全体を担当しておりますので、土佐山においても水源涵養林が予算化されておりますので、どのように確保していくのか考えておいてください。
議 長	水源涵養林のことを他の部署で協議をされて報告があると思いますので、報告がありましたらお知らせをさせていただきます。
西本委員	コンテナ苗導入試験というのは、コンテナで苗を作ることを想像しますが、地面に植えずに箱に植えるのでしょうか。その作業を平成30年までにする予定ですか。6ページの一番下の行に漢字で「地拵」とありますが、読み方は何でしょうか。

伊藤補佐	漢字については「じごしらえ」と読みます。苗については、箱の中に、ちまきをして目立つ所をピンセットのようなもので挟んでポットに植えていきます。
西本委員	その作業を平成 30 年度までにするということですか。
伊藤補佐	今、植えて早ければ平成 30 年に植付けができると思っております。
西本委員	分かりました。
議 長	他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、この件については終わります。 農林水産部の皆様、本日はありがとうございました。
	— 農林水産部 退席 —
議 長	続きまして、平成 29 年度当初予算「農業委員会費」の概要について、事務局より説明願います。
岩崎次長	— 平成 29 年度当初予算「農業委員会費」の概要について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
森本委員	農業委員は非常に重要な役割ですが、若者の結婚に対する支援について、以前は農業委員会がさまざまなイベントを行って結婚相談員を設けてやっていた時は成果が上がっていました。その後、行政の方に移してからはどのような成果が上がっているのかは聞いておりません。農業委員会も多様化しておりますので、今後の農業委員の活動の中に農業青年の結婚の相談を農業委員として再度見直すことが重要ではない

森本委員	かと思ひます。予算も伴ひますので、このような発言があつたことを要望してもらひたいと思ひます。
吉良事務局長	森本委員がおっしゃつたとおり、結婚については、前は農林水産課でやつておひまして、結婚相談員を委嘱して、いつでも相談が受けられる状態だつたけれども、やらなくなつたという経過と農業者と女性を引き合わせるためのイベントを年に1回行つていたイメージがあり、青年センターでもやつているようですが、集まりが悪いです。そのような発言があつたことは記録をして、予算が必要かどうかは見ていただいて、必要と思はれる予算も大分削られておひます。予算が付くのかは分かりませんが、どのような活動をするのか分からないとできませんので、運営委員会で相談をしたいと思います。
議 長	他にござひませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、この件につきましては、終わります。 ここで5分間休憩をいたします。
	— 休憩 —
議 長	それでは、議事に移ります。 議案第1号 高知市農業委員会規程の一部改正(案)について、事務局より説明願ひます。
堀内係長	議案第1号 高知市農業委員会規程の一部改正(案)について事務局からご説明いたします。 今回の改正は、改正農業委員会法の施行による高知市農業委員会の新体制移行に伴ひ、規程の一部を改正するものです。 議案書2ページ、新旧対照表をご覧ください。左の旧の欄が現行の規程、その右の

堀内係長	<p>新の欄が改正案であり、改正部分には下線を引いています。また、備考欄には関連する農業委員会法の条文の抜粋を記載しています。</p> <p>まず、第1条（趣旨）において、旧（現行）の「円滑な運営」の部分を、新（改正案）では「円滑かつ適正な運営」としています。</p> <p>次に、第2条（会長の互選）では旧（現行）の「委員」の部分を新（改正案）では「委員会の委員（以下「委員」という。）」とし、「2名」を「2人」と改めています。また、第3項を新設し、「3 会長が委員を辞任し、又は会長の職を辞したときその他会長が欠けるに至ったときは、速やかに後任の会長の互選を行わなければならない」としています。</p> <p>旧（現行）の第4条（部会）、第5条（部会長）、第6条（部会長職務代理）については、部会の廃止に伴い、改正案では削除しています。</p> <p>3ページをお開きください。左の旧（現行）の中ほど、第9条（公印）において、旧の「会長職務代理」を右の改正案では「会長職務代理者」とし、第2項「公印の取扱いについて必要な事項は、別に定める」を新設しています。</p> <p>次に、左の旧（現行）の第10条中の「証票」、「委員会の委員及び職員」の部分を、右の改正案では、それぞれ「証明書」、「委員、農地利用最適化推進委員及び職員」としています。</p> <p>また、条文の削除があったため、旧（現行）の第7条から第10条が、改正案では第4条から第7条に繰り上がっています。</p> <p>改正された規則の施行日は、新体制に移行する平成29年7月20日としています。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>別記様式第2号の裏面「農業委員会等に関する法律（抜粋）」の部分ですが、（報告、調査等）については、現行は農地利用最適化推進委員が設置されていないため、改正前の農業委員会法の条文が適用となっていました。新体制移行後は改正法が適用となりますので、該当する条文を記載しています。</p> <p>次の5ページは改正案の全文です。なお、一連の附則については、議案書では省略させていただいております。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。
	<p>続きまして、議案第2号 高知市農業委員会部会会議規則の廃止について、議案第3号 高知市農業委員会の部会委員の互選規程の廃止について、及び議案第4号 高知市農業委員会の部会に関する規程の廃止について、事務局より一括して説明願います。</p>
堀内係長	<p>議案第2号 高知市農業委員会部会会議規則の廃止について、議案第3号 高知市農業委員会の部会委員の互選規程の廃止について、及び議案第4号 高知市農業委員会の部会に関する規程の廃止について、を関連議案として一括して事務局からご説明いたします。</p> <p>議案第2号、第3号及び第4号は、平成29年1月23日開催の平成28年度第4回臨時総会においてご承認いただきました、高知市農業委員会の新体制移行後における部会の廃止に伴い、部会に関する規則、規程を平成29年7月19日をもって廃止するものです。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —

議 長

ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。

続きまして、議案第5号 高知市農業委員会総会会議規則の一部改正（案）について、事務局より説明願います。

堀内係長

議案第5号 高知市農業委員会総会会議規則の一部改正（案）について事務局からご説明いたします。

農業委員会の会議につきましては、高知市農業委員会総会会議規則、高知市農業委員会部会会議規則に基づき、平成18年10月20日開催の第60回全体会の確認事項である「高知市農業委員会一般総会の所掌事務について」を踏まえて、運営等を行ってきました。

今回の改正は、改正農業委員会法の施行による高知市農業委員会の新体制移行に伴い、部会の廃止を踏まえて会議の運営等の見直しを行い、規則の一部を改正するものです。

議案書2ページ、新旧対照表をご覧ください。左の旧の欄が現行の規則、その右の新の欄が改正案であり、改正部分には下線を引いています。また、備考欄には関連する農業委員会法の条文の抜粋を記載しています。

始めに、高知市農業委員会では部会が廃止されたことにより、法で規定された会議が総会のみとなったことから、改正案では規則の名称から「総会」を削除し、「高知市農業委員会会議規則」としています。

続いて本文の改正部分をご説明いたします。旧の（総則）第1条「高知市農業委員会の総会の会議（以下「総会」という。）は、法令に定めるもののほか、この規則に定めるところによる」の部分、右側、新では「高知市農業委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「総会」という。）は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる」としています。

次に、部会が廃止されることから右の新（改正案）では（総会の種類）として、「第2条 総会は、定期総会、農地総会及び臨時総会とする」を新設しています。そして、それぞれの総会の規定を新設し、定期総会については、「第3条 定期総会は、原則として年1回開催するものとし、次に掲げる事務を所掌する」

堀内係長

- (1) 委員会の事業報告及び事業計画に関すること。
- (2) 農地等の利用の最適化の推進目標及び推進方法を定めた指針の作成に関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項」とし、農地総会については、「第4条 農地総会は、原則として毎月1回開催するものとし、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第6条第1項及び第2項に規定する所掌事務に関すること。
- (2) その他会長が必要と認める事項、臨時総会については、「第5条 臨時総会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 委員会の組織に関すること。
- (2) 法第17条に規定する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱等に関すること。
- (3) 農業委員会規則等の制定又は改廃に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項」としてあります。

3ページをお開きください。

（招集）についてですが、左側、現行の第2項の「市長が招集する総会（会長及びその職務を代理する者がともに欠け、若しくは事故あるときの総会又は農業委員会の選挙による委員の一般選挙の後、最初に行われる総会）においては、会長、若しくは、その職務を代理する者が出席又はそれらが決定するまでの間、仮議長を選任する」の部分、公選制から市長の任命制に変更になったことを踏まえて、右側、改正案では「法第27条第1項の規定により、市長が招集する総会においては、会長若しくは、その職務を代理する者が出席又はそれらが決定するまでの間、仮議長を選任する」としてあります。

次に、中ほどの「欠席の届出」については、左側、現行の「総会に出席できないとき」の部分、改正案では「総会を欠席、遅刻又は早退するとき」としてあります。

次に、（議長）では、左側、現行の「第6条 会長は、会議の議長となり、議事を統括する」の部分、改正案では「第10条 定期総会及び臨時総会の議長は会長とし、農地総会の議長は別に定める事前審査会の委員長のうちから会長が指名する者とする」としてあります。

5ページをお開きください。

堀内係長	<p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)において、左側、現行の第14条中の「会議」の部分、改正案では第18条中で「総会」に改めています。</p> <p>次に、現行の第15条(部会長の報告)、第16条(部会長に対する質疑)は、部会が廃止されたことから右側の改正案では削除しています。</p> <p>また、改正案では第19条(推進委員の出席)を新設し、「会長は、法第29条第1項の規定に基づき推進委員の総会への出席を求めるときは、その旨を当該推進委員に文書で通知するものとする。</p> <p>2 「推進委員は、法第29条第2項の規定に基づき総会に出席しようとするときは、その旨を会長に申し出なければならない」としています。</p> <p>7ページをお開きください。</p> <p>会議規則の疑義について、左側、現行の第24条中の「議長」を改正案では第27条中で「会長」としています。</p> <p>また、新設・削除があったため、全体に条文の数字が改められています。</p> <p>最後に、改正された規則の施行日は、新体制に移行する平成29年7月20日としています。</p> <p>次の8ページ以降は改正案の全文です。なお、一連の附則については、議案書では省略させていただいております。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第6号 高知市農業委員会運営委員会設置要綱の一部改正(案)について、事務局より説明願います。</p>

堀内係長

議案第6号 高知市農業委員会運営委員会設置要綱の一部改正(案)について、事務局からご説明いたします。

今回の改正は、改正農業委員会法の施行による高知市農業委員会の新体制移行に伴い、運営委員会の設置について見直しを行い、要綱の一部を改正するものです。

議案書2ページ、新旧対照表をご覧ください。

左の旧の欄が現行の要綱、右側の新の欄が改正案となっており、改正部分には下線を引いています。

まず、第1条(目的)については、左側、現行の「農業委員会の円滑な運営を図るため」の部分を「高知市農業委員会(以下「農業委員会」という。)の円滑かつ適正な運営を図るため」と改正し、「総会、部会、特別委員会等の調整を行い農政を推進する」を「総会等の事前調整を行う」としています。

第2条は「構成」を「組織」に改め、「現行の委員会は次のものをもって構成する。会長、同職務代理者、農地部会長、同職務代理者、農政部会長、同職務代理者をもって組織する」を改正案では、「委員会は、次に掲げる者をもって組織する。(1) 会長、(2) 会長職務代理者、(3) 事前審査会の委員長4人、(4) 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない委員1人」としています。

第3条(議長)では、「議事」の前にコンマを加えています。

第5条(付議事項)は、現行の「(2) 特別委員会等の設置に関すること」を「農業委員会の重要施策に関すること」、「(3) 前2号に掲げる事項のほか会長が必要と認める事項」を「その他会長が必要と認める事項」と改正しています。

3ページをご覧ください。

附則として、改正された要綱の施行日は、新体制に移行する平成29年7月20日としています。

なお、一連の附則は議案書では省略しています。4ページは改正案の全文です。説明は以上です。

議長

説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

— 意見なし —

議 長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。
榮枝管理主幹	<p>続きまして、議案第7号 農地の権利取得の下限面積（案）について、事務局より説明願います。</p>
	<p>農地の権利取得の下限面積について、説明させていただきます。</p>
	<p>机上に配布しております、資料1「平成28年度 経営耕地面積規模別農家数」をご覧ください。</p>
	<p>現在、高知市農業委員会においては、農地の権利取得に必用な下限面積を40アール、4反と定めておりますが、「農業委員会の適正な事務実施について」農林水産省経営局長通知が、平成22年12月22日付けで一部改正され、毎年、下限面積の設定、または修正の必要性について、審議することになりました。</p>
	<p>次に、資料1の表の下の方にあります、「2 下限面積の設定基準」をご覧ください。</p>
	<p>下限面積を定める基準につきましては、農地法施行規則第17条第1項の規定に（1）自然的経済的な条件からみて営農条件が概ね同一と認められる地域であること。（2）面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上であること。（3）定めようとする面積より小さい面積で営農する農家数が、地域全体の農家数の概ね40%を下回らないようにすること。</p>
	<p>また、第17条第2項では、「設定地域及びその周辺の地域における農地等の保有及び利用の状況及び将来の見通し等から見て、新規就農者を促進するために適当と認められる面積とする」と規定されています。</p>
	<p>資料1は、市内を4地区に区分し、10アールから40アール、40アール以上の農家数を載せています。</p>
	<p>下限面積を40アールにした場合、地区ごとに見ていきますと鏡・土佐山・春野地区を除く高知市が約54%、鏡地区が約39%、土佐山地区が約41%、春野地区が約49%</p>

榮枝管理主幹	<p>で、鏡地区が 40%を若干下回っておりますが、高知市全体では約 51%となります。経営面積が 40 アール未満の農家数が高知市全体で 40%以上あるので、下限面積の要件を満たしています。</p> <p>3月の農地部会で、農業委員さんの方から、「流動化を促すために下限面積を引き下げた方がいいのではないか」との提案もありましたことから、下限面積を 30 アールとしたときの資料も配布しております。</p> <p>資料 2 をご覧ください。</p> <p>10 アールから 30 アール、30 アール以上の農家数を載せています。</p> <p>鏡・土佐山・春野地区を除く高知市が約 44%、鏡地区が約 31%、土佐山地区が約 34%、春野地区が約 38%、高知市全体では約 41%で、下限面積の基準である 40%を超えていますが、鏡地区、土佐山地区、春野地区が 40%を下回っています。運営委員会で協議した結果、30 アールに仮に下げた場合も、農地の取得において影響がないのではないかとして、今までどおり、下限面積を 40 アールにした上で、今後の状況を見ながら、検討していくことになりました。</p> <p>また、施行規則第 17 条第 2 項で規定されております、「新規就農を促進するために、適当と認められる面積を設定する」ことについても、今後、検討していくことになりました。農地の有効利用すること、耕作意欲のある新規就農者の参入を促すこと、耕作放棄地の発生を未然に防止することなどを踏まえまして、下限面積の設定、または修正の必要性についてのご審議をお願いいたします。</p>
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。

議 長	<p>続きますして、議案第8号 相続税の納税猶予の適格者証明願について、事務局より説明願います。</p>
長澤主任	<p>それでは、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。</p> <p>農業を営んでいた被相続人から、相続または遺贈により農地を取得して相続人が農業を営む場合、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。税務署への申告の際、提出を求められるのが適格者証明書です。今回1件の適格者証明願が提出されました。案件①についてご説明いたします。</p> <p>議案書1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、被相続人が平成28年8月に亡くなられたことにより、鴨田の計3筆、1,337.00㎡の土地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。</p> <p>以上1件です。この案件につきまして、地元の農業委員さんと現地調査を行い、農地であることと共に適格者であることを確認しましたので、申請人に適格者証明書を交付したいので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>— 意見なし —</p>
議 長	<p>ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>— 異議なし —</p>
議 長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>次に、報告事項に移ります。</p> <p>高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画の認定について、高橋農政部会長より説明願います。</p>

高橋農政部長	— 農業経営改善計画の認定について 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、次に、事務局より事務連絡があります。
榮枝管理主幹	— 農地パトロール（利用状況調査）について 報告 —
吉良事務局長	— 農地法等に関する事前審査会実施要項（案）の概要について 報告 —
岩崎次長	— 今後のスケジュールについて 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
西野委員	農地パトロールの変更は可能ですか。
榮枝管理主幹	可能です。
西野委員	農業委員がいない地区で非農地証明が出たときは誰か農業委員が行かなければ判子を押すことはできませんか。
吉良事務局長	非農地証明につきましては、農業委員の仕事と認識をしておりますので、今の段階で想定をしているのは、その地区の事前審査会を担当する方と、その地区の状況を知っている農地利用最適化推進委員と一緒に現地を見て非農地かどうかを判定してもらいます。そこで非農地かどうか難しいということになれば、他の農業委員も何人か行ってもらうということになりますので、その部分は詳しく組み立てをするようにします。

議 長	今日は、さまざまな意見を皆様からお聞きして次回に取り入れたいと思います。
田内委員	5月24日の第二事前審査会の調整をお願いしたいです。
議 長	調整をして連絡させていただきます。 他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。
閉 会	議長 門田博文が挨拶して閉会を宣す。(午後3時25分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 6月26日

議 長 門田博文

議事録署名委員 西幸統洋

議事録署名委員 川澤一博

議事録作成者 廣末翔太